



次世代自動車の幕開け

過去 10 年において、多くの産業において多数のテクノロジー・ディスラプションが生じた。世界的にも地域的にも、主要産業で進化が見られ、これは今後も更に進むであろう。最も影響を受けている産業の一つが、自動車産業である。最先端デバイス、センサー技術、AI(人工知能)搭載システム等の技術革新により、自動車は以前よりも「スマート」になった。

自動車業界における課題とディスラプションをまとめると、「CASE」、即ち「コネクテッド自動車」(Connected cars)／「自動運転」(Autonomous driving)／シェアリング移動(Shared mobility)／電氣化(Electrification)となる。これらは、自動車産業革命につながる 4 つの主要なトレンドである。CASE は新しい業界用語ではない。この言葉が最初に登場したのは、2016 年のパリモーターショーで、ダイムラー AG の CEO 兼メルセデス・ベンツの会長を務める Dr. Dieter Zetsche が将来のモビリティ(移動)のための会社戦略を発表した時である。現在、CASE は、多くの大手自動車メーカーに受け入れられた。そして、拡大中の自動車業界のエコシステムは、他産業プレーヤーにも開かれている。

新潮流としての CASE が成熟するまでには、この先 10 年、20 年を要するかもしれない。しかし、自動車の新時代は既に幕を開け、CASE の最新機能付き自動車が一般社会で利用可能となるのも時間の問題である。同業界におけるプレーヤーが増え、新規参入者もいることを考えると、消費者に一貫性と信頼性を確保するためのグローバルな自動車基準の構築が期待される。ただし、安全性にかかわる新技術の導入となれば、各国の法規や新機能の最適化のための現地運転者の行動調査・研究等、現地の要素を考慮する必要がある。

タイにおいては、官民共に CASE をよく認識しており、政府は法整備を進めている。以下はその一例である。



In This Issue

[当事務所のサポート](#)

www.bakermckenzie.com

Bangkok

5th, 10th and 21st-25th Floors
990 Abdulrahim Place
Rama IV Road, Silom, Bangrak
Bangkok 10500
Thailand

- 自動運転の自動車に搭載する一定の周波数を使用する機器の安全を図るために、車載レーダーシステム用無線通信機器の使用許可に関する規則を2018年初めに改正。
- 2018年5月施行の東部特別開発ゾーン法(いわゆるEEC法)において、投資恩典のターゲット産業の一番最初に「次世代自動車」開発を指定。
- 電気自動車(EV)及び関連事業を対象とした新投資奨励措置を施行する投資奨励委員会(BOI)告示(詳しくは、[こちら](#)をご参照。)

また、タイでは自動車産業が主要な役割を果たしており、タイは数十年に渡り「アジアのデトロイト」であり続け、世界11位の自動車製造国となった。政府は2030年までにタイの全体自動車製造の30%以上をEVが占めるEV生産大国を実現するため国家ロードマップを発表した。

民間企業を見ると、配車サービスはタイ国民に広く受け入れられ、既に日常の交通手段として定着している。今後は、自動車のシェア・予約サービス、新機能は大歓迎されるであろう。

今回は、CASE動向に関し、さらに詳しく法律の観点から解説させていただきます。同トピックに関するご質問・お問合せがありましたら当事務所にお気軽にご連絡ください。

当事務所のサポート

ベーカーマッケンジーは、定着した自動車及び次世代モビリティの専門チームがあります。世界大手メーカー、国際サプライヤー、モビリティ市場への新規参入事業者に、現地・国際市場の案件について助言しています。自動車セクターにおいて、最新技術を開発・活用している最先端の主要なプレーヤーやディスrupterもサポートさせていただいています。

新しい資産取得、新領域への参入、新商品開発、又は技術、電氣化、シェアードモビリティの商機に集中するための企業再編等に対し、私どもの多くの専門分野にわたるアプローチにより、変化するルールへの順応や効率的なリスク対応について、助言させていただいております。グローバル・フューチャー・モビリティ・グループを構成する300人以上の企業法務、税務、コンプライアンス、独占禁止・取引競争、環境、及び紛争解決関連の弁護士により、日常のサプライチェーン関連案件から歴史的なディールまで、また、イノベーションにおける法律的・環境的なコストに関する幅広いアドバイスを提供させていただいております。

詳しくは以下にお問い合わせください。

Baker McKenzie バンコクオフィス日系企業窓口

(日本語、英語、タイ語対応可)

<http://www.japandeskbakermckenziebangkok.com/>

メンバーご紹介

<http://www.japandeskbakermckenziebangkok.com/our-team-1/>

阪本法子
Noriko Sakamoto

ワルット・キッティチュンチット
Varutt Kittichungchit

Contacts

For further information, please contact:

Suriyong Tungsuwan
+66 2666 2824 Ext. 4112
suriyong.tungsuwan
@bakermckenzie.com

Noriko Sakamoto
+66 2666 2824 Ext. 4902
noriko.sakamoto
@bakermckenzie.com

Benedict Yong
+66 2666 2824 Ext. 4902
ben.yong
@bakermckenzie.com

Varutt Kittichungchit
+66 2666 2824 Ext. 4334
varutt.kittichungchit
@bakermckenzie.com

パートナー

Tel No.: +66 2 666 2824 ext. 4902
noriko.sakamoto@bakermckenzie.com

アソシエイト

Tel No.: +66 2 666 2824 ext. 4334
varutt.kittichungchit@bakermckenzie.com

ジャパン アドバイザリー グループ (Japan Advisory Group)

Tel: +66 (0) 2666 2824, +66 (0) 2636 2000

Peerapan Tungsuwan (ext.4334)

peerapan.tungsuwan@bakermckenzie.com

Suriyong Tungsuwan (ext.4112)

suriyong.tungsuwan@bakermckenzie.com

Viroj Piyawattanametha (ext.3061)

viroj.piyawattanametha@bakermckenzie.com

Noriko Sakamoto (阪本法子) (ext.4902)

noriko.sakamoto@bakermckenzie.com

Bulin Sanooj (ext.4051)

bulin.sanooj@bakermckenzie.com

Benedict Yong (ext.4902)

ben.yong@bakermckenzie.com

Panyavith Preechabhan (ext.4334)

panyavith.preechabhan@bakermckenzie.com

Varutt Kittichungchit (ext.4334)

varutt.kittichungchit@bakermckenzie.com

Disclaimer - Baker & McKenzie International is a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.